

(第 9 2 号議案)

中野区職員の配偶者同行休業に関する条例 (平成 2 7 年中野区条例第 7 号) 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。) 第 2 6 条の 6 第 1 項から第 3 項まで、第 6 項及び第 1 1 項の規定に基づき、職員 (同条第 1 項の職員をいう。以下同じ。) の配偶者同行休業 (同項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。) に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 6 条 (略)</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p>第 6 条の 2 <u>法第 2 6 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p>第 7 条～第 9 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。) 第 2 6 条の 6 第 1 項、<u>第 2 項</u>、第 6 項及び第 1 1 項の規定に基づき、職員 (同条第 1 項の職員をいう。以下同じ。) の配偶者同行休業 (同項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。) に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 6 条 (略)</p> <p>第 7 条～第 9 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> |